

公益財団法人ふるさと島根定住財団理事、監事及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人ふるさと島根定住財団（以下「財団」という。）定款第14条第3項及び第29条第3項の規定に基づき、役員等の報酬並びに費用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。

(用語の定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受けれる財産上の利益であって、その名称の如何を問わず、次号の費用とは明確に区別されるものをいう。
- (2) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通信費、旅費交通費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 本財団は役員等に対し、その職務遂行の対価として報酬を支給する。

2 役員等の退職手当は、これを支給しない。

(報酬の額の決定)

第4条 常勤の理事の報酬（第5条の賞与を含む）は、年額550万円の範囲内で、理事会の承認を得て理事長が決定する。

- 2 非常勤の理事長の報酬は、年額210万円の範囲内で、理事会の承認を得て理事長が決定する。
- 3 非常勤理事、監事及び評議員の報酬は、理事会、評議員会等へ出席した場合、1日あたり2万円とする。
- 4 監事の報酬は、前項の報酬以外に、会計及び業務の監査に対し1事業年度当たり10万円の範囲内で、理事会の承認を得て理事長が決定する。

(常勤の理事の賞与)

第5条 常勤の理事の賞与は、毎年6月と12月に各々報酬月額の2ヶ月分を支給することができる。なお、6月の定時評議員会で新任された常勤の理事については、6月の賞与は支給しない。

(報酬の支給日、支給方法)

第6条 常勤の理事の報酬は、現金により本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。また、その支給日、支給方法については、別に定める財団職員給与規則に準ずるものとする。

- 2 第4条第3項の非常勤理事、監事及び評議員の報酬は、会議等に出席した際に、その都度支払うこととする。
- 3 第4条第4項の監事の報酬は、年度末に支払うこととする。

(費用)

第7条 役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用は、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

- 2 非常勤理事、監事及び評議員が、理事会又は評議員会に出席する場合の旅費交通費については、前項の規定にかかわらず、財団役職員旅費規則により別途支払うものとする。
- 3 常勤の理事には、通勤に要する費用として通勤手当を支給するものとし、その算出基準は財団職員給与規則に準ずるものとする。

(常勤の理事の報酬の日割り計算)

第8条 月の初日もしくは末日以外の日において、常勤の理事に就任、もしくは辞任または解任された者のその月の報酬については、報酬月額をその月の日数で除して得た額に、新たに就任した日から月末、もしくは月初から辞任または解任された日までの間の日数を乗じて得た額（円未満切り捨て）とする。

(公表)

第9条 財団は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(規程の改正)

第10条 本規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(委 任)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

改正後の公益財団法人ふるさと島根定住財団理事、監事及び評議員の報酬並びに費用に関する規程は、平成27年7月1日から適用する。